

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(鳥獣保護法) の一部を改正する法律(案)について

改正の必要性

- ニホンジカ、イノシシ等による自然生態系への影響及び農林水産業被害が深刻化
- 狩猟者の減少・高齢化等により鳥獣捕獲の担い手が減少
- ➔ 鳥獣の捕獲等の一層の促進と捕獲等の担い手育成が必要

改正内容

1. 題名、目的等の改正

その数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害に対処するための措置を法に位置付けるため、法の題名を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改め、法目的に鳥獣の管理を加える(第1条)。これに伴い、鳥獣の「保護」及び「管理」の定義を規定する(第2条)。

【定義】 生物多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、
鳥獣の保護: その生息数を適正な水準に増加させ、若しくはその生息地を適正な範囲に拡大させること又はその生息数の水準及びその生息地の範囲を維持すること
鳥獣の管理: その生息数を適正な水準に減少させ、又はその生息地を適正な範囲に縮小させること

2. 施策体系の整理

都道府県知事が鳥獣全般を対象として策定する「鳥獣保護事業計画」を「鳥獣保護管理事業計画」に改める(第4条)。また、特に保護すべき鳥獣のための計画と、特に管理すべき鳥獣のための計画を以下のとおり位置づける(第7条及び第7条の2)。

都道府県 知事策定	第一種特定鳥獣 保護計画	その生息数が著しく減少し、又はその生息地の範囲が縮小している鳥獣 (第一種特定鳥獣)の保護に関する計画
	第二種特定鳥獣 管理計画	その生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している鳥獣 (第二種特定鳥獣)の管理に関する計画

※ 希少鳥獣については、環境大臣が計画を策定することができることとする(第7条の3及び第7条の4)。

3. 指定管理鳥獣捕獲等事業の創設

集中的かつ広域的に管理を図る必要があるとして環境大臣が定めた鳥獣(指定管理鳥獣)について、都道府県又は国が捕獲等をする事業(指定管理鳥獣捕獲等事業)を実施することができることとする。当該事業については、①捕獲等の許可を不要とする。②一定の条件下※で夜間銃猟を可能とする等の規制緩和を行う。(第14条の2)

※ 都道府県知事又は国の機関が、4の認定鳥獣捕獲等事業者に委託して行わせ、方法や実施体制等について都道府県知事の確認等を受けた場合



夜間に撮影された
ニホンジカ

4. 認定鳥獣捕獲等事業者制度の導入

鳥獣の捕獲等をする事業を実施する者は、鳥獣の捕獲等に係る安全管理体制や従事する者の技能及び知識が一定の基準に適合していることについて、都道府県知事の認定を受けることができることとする(第18条の2から第18条の10)。



閉鎖車道を活用し、車両で移動し捕獲・回収

5. 住居集合地域等における麻酔銃猟の許可

都道府県知事の許可を受けた者は、鳥獣による生活環境の被害の防止のため、住居集合地域等において麻酔銃による鳥獣の捕獲等ができることとする(第38条の2)。

6. 網猟免許及びわな猟免許の取得年齢の引き下げ(20歳以上→18歳以上)(第40条)等

※ 公布の日から起算して1年以内の政令で定める日から施行する(一部を除く)。

第三次循環型社会形成推進基本計画の概要

平成25年5月
閣議決定

我が国における3Rの進展

- 3Rの取組の進展、個別リサイクル法の整備等により最終処分量の大幅削減が実現するなど、循環型社会形成に向けた取組は着実に進展。

循環資源の高度利用・資源確保

- 国際的な資源価格の高騰に見られるように、世界全体で資源制約が強まると予想される一方、多くの貴金属、レアメタルが廃棄物として埋立処分。

安全・安心の確保

- 東日本大震災、東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う国民の安全、安心に関する意識の高まり。

世界規模での取組の必要性

- 途上国などの経済成長と人口増加に伴い、世界で廃棄物発生量が増加。そのうち約4割はアジア地域で発生。2050年には、2010年の2倍以上となる見通し

新たな目標

- より少ない資源の投入でより高い価値を生み出す資源生産性を始めとする物質フロー目標の一層の向上

	H12年度	H22年度	H32年度目標
資源生産性 (万円/トン)	25	37	46(+85%)
循環利用率 (%)	10	15	17(+7ポイント)
最終処分量 (百万トン)	56	19	17(▲70%)

()内はH12年度比

現状と課題

第三次循環基本計画における基本的方向

質にも着目した循環型社会の形成

- リサイクルより優先順位の高い2R(リデュース・リユース)の取組がより進む社会経済システムの構築
- 小型家電リサイクル法の着実な施行など使用済製品からの有用金属の回収と水平リサイクル等の高度なリサイクルの推進
- アスベスト、PCB等の有害物質の適正な管理・処理
- 東日本大震災の反省点を踏まえた新たな震災廃棄物対策指針の策定
- エネルギー・環境問題への対応を踏まえた循環資源・バイオマス資源のエネルギー源への活用
- 低炭素・自然共生社会との統合的取組と地域循環圏の高度化

国際的取組の推進

- アジア3R推進フォーラム、我が国の廃棄物・リサイクル産業の海外展開支援等を通じた地球規模での循環型社会の形成
- 有害廃棄物等の水際対策を強化するとともに、資源性が高いが途上国では適正処理が困難な循環資源の輸入及び環境汚染が生じないこと等を要件とした、国内利用に限界がある循環資源の輸出の円滑化

3R国際環境協力

廃棄物・リサイクル産業の国際展開

循環資源の適正な輸出入



東日本大震災への対応

- 災害廃棄物の着実な処理と再生利用
- 放射性物質によって汚染された廃棄物の適正かつ安全な処理

第三次循環型社会形成推進基本計画の評価・点検

基本的な進め方

1. 評価・点検の実施

中央環境審議会循環型社会部会において、以下の事項を考慮しつつ毎年度、評価及び点検を実施。

- ・第四次環境基本計画における循環型社会計画部分の点検の実施(平成26年度及び平成28年度のみ)

- ・物質フロー指標及び取組指標の定量的な把握・評価

- ・第三次循環型社会形成推進基本計画における各主体(国、地方公共団体、国民、NPO/NGO等、大学等の学術・研究機関及び事業者を想定)からのヒアリング

2. 評価・点検の政策への活用

- ・「企画立案(Plan)」、「実施(Do)」、「評価(Check)」、「反映(Action)」を意識した評価・点検を行い、環境白書との関連付けを強化

3. 指標の評価及び点検

- ・指標の算定方法等については別途検討会を開催し、その検討結果を踏まえての検討

平成26年度スケジュール

〇9～10月

- ・第三次循環型社会形成推進基本計画の点検のための、産業界、NPO/NGO、地方自治体へのヒアリング

〇10～11月

- ・第三次循環型社会形成推進基本計画の点検のための、関係府省ヒアリング
- ・循環型社会形成推進基本計画の進捗状況全般についての意見交換

〇12月～平成27年1月

- ・物質フロー指標及び取組指標の進捗状況の点検
- ・第三次循環型社会形成推進基本計画の第1回点検報告書(案)の検討

〇平成27年1月～2月

- ・第三次循環型社会形成推進基本計画の第1回点検報告書の決定

水銀に関する水俣条約への対応～水銀廃棄物の環境上適正な管理～

1. 背景

昨年10月の外交会議で採択された水銀に関する水俣条約により、今後、水銀の使用用途等が制限されることから、廃棄物となる水銀が環境上適正に処理されるよう措置する必要がある。

2. 水銀廃棄物の環境上適正な管理に向けた処理体制の確保

水俣条約の制定に伴い、これまで有価物として回収・売却されていた水銀が、使用用途の制限により余剰となり廃棄物となるものもある。この水銀廃棄物の適正処理方策について検討すべく、中環審に「水銀に関する水俣条約を踏まえた今後の水銀対策について」の諮問を行い、3月31日の循環型社会部会において、水銀廃棄物適正処理検討専門委員会を設置した。

(1) 水銀廃棄物の取扱い

水銀廃棄物の種類ごと（廃金属水銀、水銀を含む廃製品、水銀に汚染された廃棄物など）のリスクを考慮し、廃棄物処理法上の取扱いについて検討する。

(2) 水銀の回収方策

既存の水銀廃棄物の回収システムの維持方策や、水銀廃棄物から水銀を適正に回収する方策について検討する。

(3) 水銀廃棄物の処理方策

廃金属水銀の安定化・固型化技術等、水銀廃棄物の処理方法について検討する。



3. 今後のスケジュール

- 2014年 中環審にて国内対応の検討
- 2015年 国内対応の措置
- 2016年 条約発効見込み

各リサイクル法の見直しについて

前回の見直しからそれぞれ5年が経過していることを踏まえ、施行状況の評価・検討を実施。

◆食品リサイクル法：昨年3月から、環境省と農林水産省の合同審議会で検討中

【主な論点】

- ・食品廃棄物等の発生抑制
(年間500～800万トンの本来食べられるのに捨てられている「食品ロス」の削減 等)
- ・食品流通の川下(小売・外食・家庭)ほど再生利用が低調である状況等を踏まえた再生利用手法等 等

◆家電リサイクル法：昨年5月から、環境省と経済産業省の合同審議会で検討中

【主な論点】

- ・リサイクル料金の回収方法(現行制度では排出時に回収)
- ・廃家電の不適正処理対策(小売業者等による適正な引取り・引渡しの徹底 等)
- ・リサイクル料金の透明化・低減化 等

◆容器包装リサイクル法：昨年9月から、環境省と経済産業省の合同審議会で検討中

【主な論点】

- ・市町村と事業者間における役割分担
(現行制度上の役割は、市町村は分別収集・選別保管、事業者は再商品化)
- ・プラスチック製容器包装に係る再商品化手法(材料リサイクル、ケミカルリサイクル及び熱回収)
- ・2Rの推進(例：レジ袋等使い捨て容器包装のリデュース、リターナブルびん活用推進) 等

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律 (H24. 8公布 H25. 4施行)

【制度概要】

使用済小型電子機器等の再資源化事業を行おうとする者が再資源化事業計画を作成し、主務大臣の認定を受けることで、廃棄物処理業の許可を不要とし、使用済小型電子機器等の再資源化を促進する制度。

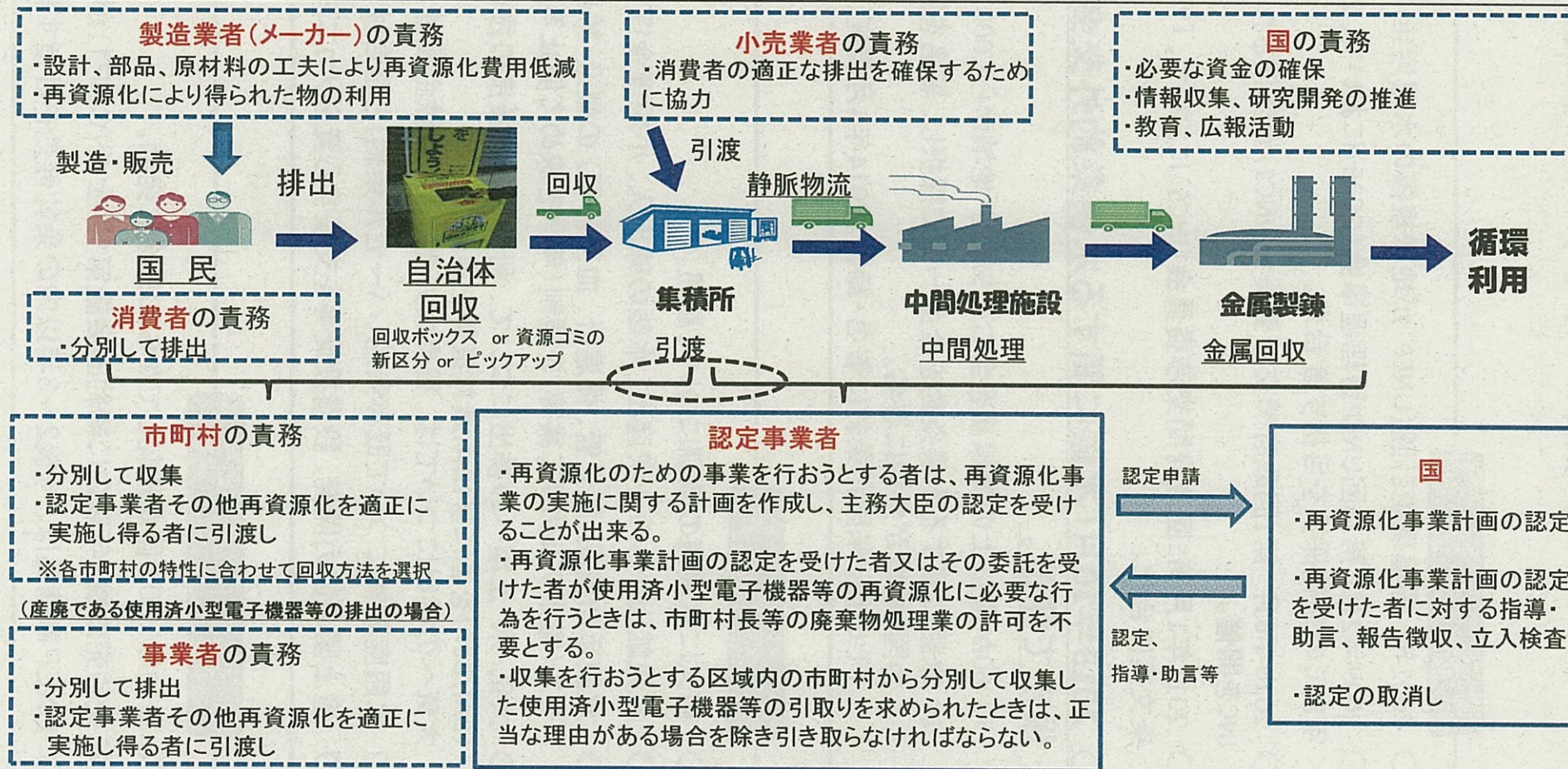
【対象品目】

一般消費者が通常生活の用に供する電子機器その他の電気機械器具のうち、効率的な収集運搬が可能であって、再資源化が特に必要なものを政令指定

【基本方針】

環境大臣及び経済産業大臣が基本方針を策定、公表

(内容) 基本的方向、量の目標、促進のための措置、個人情報の保護その他配慮すべき事項 等



水銀に関する水俣条約

(平成26年4月現在)

採択までの経緯

- 2001年 国連環境計画(UNEP)が地球規模の水銀汚染に係る活動を開始。
- 2009年2月 第25回UNEP管理理事会(GC25)において、2010年に交渉を開始し、2013年までの条約採択を目指す旨合意。
- 2010年6月 第1回政府間交渉委員会(INC1)が開催され、その後2013年までに5回のINCを開催。
- 2013年1月第5回政府間交渉委員会(INC5)において、「水銀に関する水俣条約」条約条文案に合意。
- **2013年10月「水銀に関する水俣条約外交会議」を熊本市及び水俣市で開催。**
 - 60か国以上の閣僚級を含む139か国・地域から1,000人以上が出席。
 - 水銀に関する水俣条約を全会一致で採択し、署名を開始。外交会議期間中に92カ国・地域が条約に署名。
(その後、米国が条約に署名・締結。2014年4月現在、署名97カ国、締結1カ国)

条文の概要

- 前文に水俣病の教訓について記述。
- 水銀鉱山からの一次産出、水銀の輸出入、小規模金採掘等を規制。
- 水銀添加製品(蛍光管、体温計、血圧計等)の製造・輸出入、水銀を使用する工業プロセス(塩素アルカリ工業等)を規制(年限を決めて廃止等)。
- 大気・水・土壌への排出について、利用可能な最良の技術/環境のための最良の慣行(BAT/BEP)を基に排出削減対策等を推進。
大気への排出については、石炭火力発電所、非鉄金属鉱業等を対象として削減。
- 水銀廃棄物について既存条約(バーゼル条約)と整合性を取りつつ適正処分を推進。
- 途上国の能力開発、設備投資等を支援する資金メカニズムの創設。

条約発効に向けた取組

- 条約は、50カ国が締結してから90日後に発効。
- 条約発効後1年以内に締約国会議第1回会合(COP1)が開催。
- UNEP事務局は、今後2～3年以内の条約発効を目指す旨、外交会議において発言。

【最近の水俣病問題への対応について】

- 昨年4月の最高裁判決で、公健法に基づく水俣病の認定に当たっては、ばく露歴や生活歴等を含めて総合的に検討を行うことが重要であると改めて指摘されたとの理解を前提に、環境省において、認定基準における総合的検討のあり方を具体化する作業を行い、その結論を、平成26年3月7日付で、環境保健部長名で関係県・市に通知した。
- 公健法に基づく認定申請をしている方で希望する者については、環境省において臨時水俣病認定審査会（臨水審）の意見を聴いて審査することとされており、現在、臨水審開催の準備を進めているところ。
- また、「公健法上の補償制度について、より円滑に運用しやすいものとなるよう、検証が必要である。」という熊本県知事の要望を踏まえて、環境省において、運用のしやすさの観点から、公健法上の補償制度について検証し、1年をメドに検証結果を取りまとめることとしている。
- このほか、引き続き、水俣病発症地域の医療福祉の充実や、地域の再生融和、地域振興に取り組んでいるところ。